

## 定額自動送金取扱規定

預金者からの申込により定額自動送金を行うについては、預金者が下記の条項に加え、当行取引規約集を承認したものととして取扱います。

1. 申込は、店頭または郵送にて受け付けます。郵送の場合、申込用紙に必要事項を記入のうえ、当該指定の住所宛にお送りください。その場合、初回送金指定日より1ヵ月前までに必着するようにお送りください。
2. 登録期間は、5年以内とします。
3. 指定の送金日が休日の場合および指定の実行月に該当する指定日がない場合は、表記のご選択に従い処理いたします。
4. 送金額は毎月一定額とし、送金限度額は円で送金金額を指定する場合には1件 300万円まで、外国通貨で送金金額を指定する場合には指定日において300万円相当額までとします。
5. 指定口座からの引落しは次のように取り扱います。
  - (1) 送金資金引落口座、手数料引落口座を指定し、それぞれについて指定された引落口座の残高（未決済証券類の金額は含めない）のみが対象となります。他の口座に残高があっても対象としません。
  - (2) 送金資金、送金に伴う手数料は送金指定日前営業日までに入金するものとし、送金指定日において送金資金引落口座の残高が指定の送金額に満たない場合、または手数料引落口座の残高が送金手数料に満たない場合、当該指定日における送金を実行しません。
  - (3) 送金指定日に複数の送金依頼がある場合で、送金資金引落口座の残高がその送金金額の総額に満たない場合、または手数料引落口座の残高が送金手数料の総額に満たない場合、当行が送金の実行の有無および順序を任意に決定します。
  - (4) 送金の通知は毎月の取引明細書に明記し、個別の通知は省略させていただきます。
6. 登録の削除は、店頭または郵送にて登録削除の依頼書をご提出いただくか、プレスティアホン バンキングでもお手続きいただけます。その場合、翌営業日からの登録削除になります。
7. (1) 定額自動送金における送金資金引落口座は、円普通預金口座、円当座預金口座、プレスティア マルチマネー口座普通預金（外貨も含む）とします。但し、プレスティア マルチマネー外貨普通預金口座を指定した場合、お引落通貨とご送金通貨は同通貨となります。また、プレスティア マルチマネー口座外貨普通預金は、国内金融機関への送金資金引落口座には指定できません。

(2) 海外金融機関への定額自動送金における送金手数料引落口座は、円普通預金口座、円当座預金口座、プレスティア マルチマネー口座円普通預金とします。国内金融機関への定額自動送金における送金手数料引落口座は、送金資金引落口座とします。

8. 当行は、当行が合理的に必要と認めるときはいつでもこの登録を削除できるものとします。また、以下のような場合、この登録は削除されたものとみなします。
  - (1) 登録期間の満了
  - (2) 指定された送金資金引落口座または手数料引落口座が解約された場合なお、本条による削除により、当行は当行に過失がある場合を除き、何ら責任を負いません。
9. 預金者が当行に対し依頼する取引の目的は、各取引について表記の通りであり、初回および以後継続される取引もすべて同一の目的のために行うものとします。もし変更が生じた場合は、遅滞なく当行に報告してください。
10. 定額自動送金で登録された送金先は、ここに登録した定額自動送金とは別に、電話またはインターネットによる送金先としても登録されます。

以上、定額自動送金取扱規定は、2019年10月より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行  
規約 09(日)2206